

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

タクシー「相乗りサービス」制度
配車アプリ等で目的地の近い旅客同士を事前にマッチングし、タクシーに相乗りする運送サービスを認める制度を今月から導入。運賃は原則、乗車距離に応じて按分。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/ 8(月) 先勝
9(火) 友引 一の酉、119番の日、秋の全国火災予防運動
10(水) 先負 源泉所得税の納期、特別国会召集、CS最終ステージ
11(木) 仏滅 税を考える週間(～17日)
12(金) 大安
13(土) 赤口 フィギュアスケートNHK杯
14(日) 先勝 大相撲九州場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/ 1(月)	29,647 △754	114.42 ▼0.82
2(火)	29,521 ▼126	113.65 △0.77
3(水)	文化の日	
4(木)	29,794 △273	114.21 ▼0.56
5(金)	29,612 ▼182	113.76 △0.45

年末調整のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。なお、扶養控除等申告書などへの押印は不要となりました。

◎**年末調整の対象者**……原則として「扶養控除等申告書」を提出している方ですが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。

◎**年末調整の対象となる給与**……1～12月までに支払うことが確定した給与です。また、年の途中で就職した方が別の会社から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。

◎**扶養控除等(異動)申告書**……この申告書で扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認するため、扶養親族等に異動がある場合などに異動申告が行われているかを確認します。なお、扶養控除等は年末調整を行う時点の現況で判断しますが、親族などが年の途中で亡くなった場合は、その時点で要件を満たしているかを判定します。

◎**基礎控除申告書**……合計所得金額が2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎**配偶者控除等申告書**……本人の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合は提出が必要です。

◎**所得金額調整控除申告書**……給与収入が850万円超の方で、23歳未満の扶養親族を有する場合などは所得金額調整控除を受けることができます。

◎**保険料控除申告書**……生命保険料や地震保険料を支払った方は「保険料控除証明書」、国民年金を支払った方は「社会保険料控除証明書」、iDeCoの掛金を支払った方(個人払込)は「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付等して提出します。

■この記事の詳細は、情報BOX201542

インボイス登録申請書を記載する際の注意点

令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることに伴い、「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まっています。

登録申請書の提出する際、法人は登記上の法人名や所在地(建物名、部屋番号も)を正確に記載します。個人事業者は「氏名又は名称」欄に氏名を正確に記載し、屋号は記載しないように注意します(屋号を公表する場合は「公表申出書」の提出が必要)。また、「代表者氏名」欄の記載は法人のみ必要となり、個人事業者は不要です。

なお、e-Taxで提出する場合は二重送信とならないように注意します(二重送信の場合は原則、最後に送信された申請書が取扱われます)。

原油高等に伴う中小企業資金繰り対策

原油価格上昇の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)や、特別相談窓の設置、下請事業者に対する配慮要請が実施されています。

セーフティネット貸付については要件を緩和し、最近3カ月の売上高が前年(又は前々年)同期比5%減少等の数値要件を満たさない場合でも、原油高等により今後の影響が懸念される事業者であれば対象となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年分の年末調整のポイント

◆主な変更点

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について押印が不要とされたため、扶養控除等（異動）申告書などの年末調整の際に使用する書類も押印は必要はありません。

◆年末調整の対象者

年末調整の対象者は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しており、1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人（青色事業専従者も含む）です。ただし、1年間の給与総額が2,000万円を超える人や、災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人は除きます。

◆扶養控除等（異動）申告書

原則として、その年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに勤務先（2か所以上から給与の支払を受けている人は、主たる給与の支払を受けている勤務先）に提出することになっており、年の中途で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をします。

【ポイント】

- ・控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況で判定します。
- ・判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月から12月までの合計所得金額によって判定し、年齢は本年12月31日の現況により判定します。本人やその親族が年の中途で死亡したり、本人が年の中途で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定することになります。

◆基礎控除申告書

基礎控除は合計所得金額が2,500万円以下である場合が対象となり、合計所得金額が2,400万円以下の場合は48万円の控除、2,400万円を超える場合は控除額が逡減します。

年末調整で基礎控除の適用を受ける場合は、基礎控除申告書を提出する必要があります。

◆配偶者控除等申告書

配偶者控除は、合計所得金額が1,000万円以下で、本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合が対象となり、本人の合計所得金額に応じて38万円（配偶者が70歳以上の場合は48万円）を限度に控除が受けられます。また、配偶者特別控除は、合計所得金額が1,000万円以下で、本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合が対象となり、本人と配偶者の合計所得金額に応じて38万円を限度に控除が受けられます。

年末調整で配偶者控除等を適用する場合は、配偶者控除等申告書を提出する必要があります。

【ポイント】

- ・配偶者控除と配偶者特別控除を併用して控除の適用を受けることはできません。
- ・配偶者であっても、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受け人及び白色事業専従者は、配偶者控除や配偶者特別控除の対象となりません。

◆所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除は、年末調整の対象となる給与収入が850万円を超える人が、本人が特別障害者である、23歳未満の扶養親族を有する、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合に、給与収入（1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%（最大15万円）を控除するものです。

年末調整で適用を受けるためには、所得金額調整控除申告書を提出する必要があります。

【ポイント】

- ・同一世帯である夫婦で、夫婦の両方が給与の収入金額850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族がいるような場合、夫婦の両方が控除の適用を受けることができます。
- ・給与収入が850万円を超えるかどうかは、年末調整の対象となる主たる給与等で判定します。

◆保険料控除申告書

生命保険料や地震保険料については保険料控除申告書に基づいて控除の適用を受けます。また、社会保険料や小規模企業共済等掛金のうち、毎月の給与から差し引かれていない保険料等で、本人が直接支払った保険料等についても、保険料控除申告書に基づいて控除の適用を受けます。

◆住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除は、最初の年分は確定申告により適用を受ける必要がありますが、2年目以降は年末調整の際に適用を受けることができますので、年末調整の時までに「住宅借入金等特別控除申告書」を提出します。